

令和5年10月16日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第4回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年10月16日(月) 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員

1番	山重 義則 君	2番	岡本 幸子 君
3番	下土井 進 君	4番	大崎 正男 君
5番	菅岡 利夫 君	6番	勝本 澄人 君
7番	鈴木 喜義 君	8番	寺西 久美子 君
9番	中元 茂雄 君	10番	原田 淳一 君
11番	亀山 真由美 君	12番	齋藤 貴之 君
13番	宮本 三雄 君		

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局長	後 昌之 君
事務局次長	中原 賢 君

6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤 義人 君
----	---------

会議に付議した事項

議案第 13 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 14 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 15 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 16 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 17 号	農地利用最適化推進委員の辞任について

第4回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第4回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 次に会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、寺西委員と中元委員をお願いいたします。ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第13号を上程します。
事務局の議案の朗読、調書の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名（田5,193㎡ 畑1,302㎡）から別紙調書のとおり農地所有権取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
令和5年10月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明します。

次長 中原君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積291㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
調書の利用状況の欄に、休耕の記載が抜けておりました。大変申し訳ございません。
渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため譲り受け、野菜畑として耕作するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西に約600mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積3,020㎡外4筆 合計 田4,877㎡ 畑 1,302㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は贈与による所有権の移転です。

渡人は、●●に居住しており、相続した農地を農業者である弟に贈与するものです。

受人は、●●の農業者で、●から贈与を受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東に約1.4kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積25㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地の道路向かい側の住宅と一緒に受人に譲り渡す計画です。

受人は、申請地の道路向かい側の住宅も一緒に譲り受ける計画であり、耕作管理が便利のため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約1.7kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員、お願いします。

5番 菅岡君

整理番号1番でございますが、事務局からの説明がありましたとおり、申請地は受人の自宅の裏ということで耕作管理も便利ということ

と合わせまして、受人も現在ＪＡの営農塾を受講されており、今後とも適正な管理ができると思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号１番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号２番及び３番について、伊陸日積地区担当委員の勝本委員、お願いします。

６番 勝本君 １０月３日に農業委員さんと事務局で現地確認を行いました。整理番号２につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。利用状況が休耕になっていますが、中山間地域の直接支払金の交付を受けておりますので、きれいに整備をされておりますので、特段問題ないというふうに思います。

整理番号３につきましては、受人が譲り受ける住宅がありますが、その前に倉庫がございまして、その一部に田んぼがあるというものでございます。特段問題はないというふうに判断をいたしております。よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号２番３番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号１番から３番について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１３号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第１４号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第１４号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、申請人（畑３５㎡）から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第４条第１項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和５年１０月１６日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(4条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積35㎡です。

自宅に通じる申請地を自宅への通路として建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西に約400mの距離にある、●●付近に位置する農地です。

既に建設工事を行っていることから、始末書が提出されています。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、勝本委員。

6番 勝本君

この件につきましては、前回農家住宅の建設に対する申請があったところでございます。住宅への通路ということで、特段問題はないというふうに思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番の議案第14号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第14号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第15号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田2,900㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申

請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年10月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明します。

次長 中原君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積314㎡で、内236㎡を宅地分譲、78㎡を資材置場に建設するものです。

宅地分譲部分につきましては、令和4年10月28日付けで隣接地周辺農地の5条申請が許可されており、資材置場部分につきましては、令和4年9月15日付けで隣接地周辺農地の5条申請が許可されております。事業計画の変更に伴い、事業計画変更承認申請書が同時に提出されております。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、耕作管理が困難になり、後継者もないことから、受人の要望に応じるものです。

受人は、宅地分譲の区画の増加及び公園の形状変更と既存の資材置場を拡張するため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東に約300mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、宅地分譲については、都市計画法の開発行為に該当し、開発行為変更許可と同時に行います。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,611㎡ です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作管理が困難であり、譲渡を希望していました。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積950.63㎡、発電出力200.56kwの太陽光発電設備を建設し、隣接する渡人所有の用悪水路と一緒に所有権移転する計画です。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約600mの距離にある、●●沿いの農地です。

隣接する●●番には、平成26年に他の申請者が農地法第4条の許可を受け、太陽光発電設備を設置しています。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積975㎡です。
利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。
受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約600mの距離にある、●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番及び2番につきましては、菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番でございますが、10月3日に関係農業委員と推進委員とで現地確認をいたしております。本件は、事務局からの説明がありましたとおり、許可の出ている宅地分譲地の形をよくするというところで拡張と資材置場の設置でございます。周辺農地に及ぼす影響はないと考えておりますが、今後整備するにあたりまして、隣接地の法面等の加工があるかと思しますので、所有者との協議を円滑にやっていただきたいと考えております。
引き続き2番でございますが、この件につきましても、事務局から説明がありましたとおり、隣接にすでに太陽光が設置してある所に連なって太陽光発電をするということで、周辺農地に及ぼす影響は特になかろうかと考えております。ただ、一体的に取得いたします用水路につきましては、隣接農地の排水を兼ねておられると思われるので、その点確保するようお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長 宮本君

整理番号1番2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番について、新庄余田担当委員の原田委員。

6番 原田君 ただ今、事務局から説明があったとおりで、現地を確認いたしました
が、特別問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願
いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番について、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
はい、質疑なしの声があります。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番から3番につきまして、議
案第15号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議
のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第15号については、可決・承認と決めます。
ただし、整理番号1番の許可については、開発許可の変更申請の承
認と同時に行いたいと思っております。

議長 宮本君 続きまして、議案第16号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第16号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地
域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長よ
り別紙のとおり農業振興地域整備計画の変更について意見を求められ
たので農業委員会の意見を求めます。
令和5年10月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明します。

次長 中原君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(用途変更) 番号1番でございます。
別紙「農用地利用計画の変更に対する意見について」の申請地は、●
●●番 地目 田 面積1,231㎡です。
変更後の用途は、●●の職員、来客者等の駐車場及び園児が利用す
る運動場です。
変更理由は、申請地以外に適地はなく、周辺農地に及ぼす影響はな
いと思われるとのこととです。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
番号1番について、山重委員。

1番 山重君

9月1日に現地確認を農業委員4名で行いまして、転用には問題はないというふうに思っております。現在、●●の方に園児30名おりまして、保育士20名ということで、今まで駐車場がお寺の駐車場を借りているような状況でございまして、運動場も大変狭いところでございました。これを今後活用するということと、ここはハザードマップでも安全なところでございますので、今後の避難場所や地域防災の拠点になるのではないかと考えております。審議よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、番号1番の議案第16号については、原案のとおり承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第17号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第17号 農地利用最適化推進委員の辞任について、別紙写しのとおり辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

令和5年10月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

局長 後君

内容について、ご説明いたします。

令和5年9月11日付けで須内和明氏から、別紙のとおり農業委員会会長宛に辞表の提出がありました。

農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されており、本人に状況をお伺いしたところ、健康上の理由で業務が遂行できなくなり、大変申し訳ないとのことでした。

以上でございます。

議長 宮本君 本件につきましては、だれか代わりを見つけないといけないのですが、どんなでしょうか、中元委員。

9 番 中元君 難しいね。努力してみます。

議長 宮本君 よろしくをお願いします。
辞表が提出されましたので、同意することに異議ある方はございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

無理に地元でなくても、適任者がいれば応募していただきたいと思います。

議長 宮本君 よって、須内和明氏の農地利用最適化推進委員の辞任に同意し、本日付けでその職を解くこととします。

欠員の補充につきましては、今後事務局で手続きを進めてまいります。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
（閉会 午前9時32分）